



飲食店
経営者の
皆さんへ

感染防止策を講じた上で営業を

県内飲食店における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を踏まえ、内閣官房ホームページ (<https://corona.go.jp/prevention/>) に掲載されている最新の業種別ガイドラインを確認し、適切な感染防止策を講じた上での営業をお願いします。

密 接 回 避

- 人と人との間隔確保
- 広さ・業態に応じた定員設定
- 混雑時の入場制限

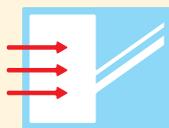
飛 沫 防 止

- 従業員はマスクなど着用
- お客様もマスク着用
- パーティションの設置



換 気

- 換気扇などで常時換気
- 30分ごとに窓・ドア開放
- 適度な加湿



入店時・会計時

- お客様の体調確認
- 手指消毒用アルコール等の設置
- キャッシュレス決済

食器・盛り付け等

- 個人ごとに盛り付け
- 従業員が取り分け
- ビュッフェ、サラダバー、ドリンクバー等の食品保護

手が触れる部分の消毒等

- お客様の入れ替えごとに消毒
- こまめに清拭
- ペーパータオルの設置
- トイレはふたを閉めて流す
- ごみの適切な処理



店の衛生管理

- 従業員の体調管理
- 厨房等の衛生管理
- 控室等も三密回避



問い合わせ先

商工労政課 内線2552

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税や保険料などの納付が困難となられた方へ(相談窓口のご案内)

新型コロナウイルス感染症に罹患したり、感染拡大の影響により、所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、市税や保険料などの納付が困難となった場合であっても、法令の要件を満たす場合には、申請をいただくことにより個々の状況に応じて、納付期限の延長が可能となる場合がありますので、下記の担当課までご相談ください。

市税・国民健康保険税について 収 納 課 内線2275	介護保険料について 介護福祉課 内線2442
市営住宅使用料について 建築住宅課 内線2662	水道料金・下水道使用料について 経営管理課 内線2713